

議案第23号 小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所管例規の再確認の結果に基づき、引用条文の条ずれ及び文言の修正等につき所要の改正を行うもの。

小松島市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年小松島市条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(基本方針) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(<u>同法第8条の2第18項</u> に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。	(基本方針) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(<u>法第8条の2第16項</u> に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。 4 (略)	改正
(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準) 第5条 法第115条の22第2項第1号に <u>定める</u> 条例で定める者は、	(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準) 第5条 法第115条の22第2項第1号に <u>規定する</u> 条例で定める者は、	改正

法人とする。 (内容及び手続の説明及び同意)	法人とする。 (内容及び手続の説明及び同意)	
第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、 <u>利用申込者又はその家族に対し</u> 、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	削る
2・3 (略)	2・3 (略)	
4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第6項に定めるところにより</u> 、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、 <u>第7項に定めるところにより</u> 、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	改正
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	
5~8 (略) (サービス提供困難時の対応)	5~8 (略) (サービス提供困難時の対応)	
第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常	第10条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の_____通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常	改正

時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する同法第41条第10項の規定により同法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(同法第53条

時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

改正

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により同法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(同法第53条

改正

改正

	<p>第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略) (勤務体制の確保)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を<u>担当させ</u>なければならない。ただし、担当職員の補助の業務については<u>この限りでない</u>。</p> <p>3 (略) (苦情処理)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は<u>同法第54条の2</u>第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	
	<p>第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略) (勤務体制の確保)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を<u>提供し</u>なければならない。ただし、担当職員の補助の業務については<u>この限りでない</u>。</p> <p>3 (略) (苦情処理)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は<u>同法第54条の2</u>第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	改正 改正 削る

(会計の区分)	(会計の区分)	
第31条 指定介護予防支援事業者は、 <u>指定介護予防支援事業所</u> ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	第31条 指定介護予防支援事業者は、 <u>事業所</u> ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	改正
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)	(指定介護予防支援の具体的取扱方針)	
第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。	
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)	
(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問 <u>介護計画</u> (指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下指定介護予防サービス等基準という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問 <u>看護計画</u> (指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下指定介護予防サービス等基準という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。	改正
(13)～(25) (略)	(13)～(25) (略)	
(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は <u>同法</u> 第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型	(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は <u>法</u> 第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型	改正

介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同項____の規定による指定に係る介護予防サービス又は____地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができるることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。		
(27)・(28) (略)	(介護予防支援の提供に当たっての留意点)	
第35条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に發揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。	第35条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に發揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。	改正 改正
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
(6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(同法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。	(6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。	削る
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)	